

## 第5【経理の状況】

### 1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 51 年大蔵省令第 28 号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前連結会計年度（平成 13 年 4 月 1 日から平成 14 年 3 月 31 日まで）は、改正前の連結財務諸表規則に基づき、当連結会計年度（平成 14 年 4 月 1 日から平成 15 年 3 月 31 日まで）は、改正後の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、第 96 期事業年度（平成 13 年 4 月 1 日から平成 14 年 3 月 31 日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、第 97 期事業年度（平成 14 年 4 月 1 日から平成 15 年 3 月 31 日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、証券取引法第 193 条の 2 の規定に基づき、前連結会計年度（平成 13 年 4 月 1 日から平成 14 年 3 月 31 日まで）及び第 96 期事業年度（平成 13 年 4 月 1 日から平成 14 年 3 月 31 日まで）並びに当連結会計年度（平成 14 年 4 月 1 日から平成 15 年 3 月 31 日まで）及び第 97 期事業年度（平成 14 年 4 月 1 日から平成 15 年 3 月 31 日まで）の連結財務諸表及び財務諸表について、朝日監査法人の監査を受けております。